

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県上水内郡牟礼村

2 構造改革特別区域の名称

牟礼村地域活性化特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県上水内郡牟礼村の全域

4 構造改革特別区域の特性

本村は、面積 39.85 平方キロ、人口約 7,500 人の長野市の北側に隣接する里山の残る農村地帯である。

本村は、長い人口減少時期を脱却し、福井団地造成（900 戸計画 700 戸入居済）後の昭和 55 年ごろから長野市のベッドタウンとして人口が増加し、現在に至っている。しかし人口増加に反比例して、第 1 次産業の農林業従事者は減少している。

本村の基幹作物であるりんご・桃等の果物・米は輸入農産物の増加により内外価格差が拡大するなど農業経営は非常に厳しい状況にある。また、長野市等と結ぶ道路整備や観光地としての整備が進むにつれて、第二次・第三次産業への労働力の流出が加速され、基幹的農業従事者数は、ここ 25 年で半分にまで減少しており、その内 65 歳以上の割合が 58% であり（H12 農業センサス）今後、ますます高齢化が進み後継者等の担い手不足による遊休農地の増加が予想され、深刻な問題となっている。

現に牟礼村における耕作放棄地の状況も 5 年間に 39 ha 増加し、平成 12 年度現在で 98 ha となっており、今後、遊休荒廃化が一層進むものと考えられる。

本村は、農業と観光を融合させた新たな取組みとして、埼玉県鶴ヶ島市や志木市との農業体験等の交流事業、りんごの木のオーナー制度、また、平成 9 年には第三セクターとして有限会社牟礼村ふるさと振興公社を設立し、農作業の受託を行うなど遊休荒廃農地対策等、農業の発展に力を注いできた。

しかしながら、近年農業者の高齢化や長引く景気の低迷等により担い手が減少しており、遊休農地の増加に歯止めをかけるにはいたっていない。

遊休農地の増加は、雑草の繁茂や病害虫の発生などにより、地域の農業生

産全体に悪影響を与え、地域農業の継続を困難にさせるだけでなく、環境や災害対策にも大きな影響を及ぼすと考えられるため、その発生防止と有効活用は緊急の課題である。

このため本特例を活用し、農業に携わろうとする農業生産法人以外の法人による遊休農地の有効利用を図っていくことが重要と考える。

5 構造改革特区計画の意義

本村は、平成6年農業活性化推進本部を設置し、農業関係法人の設立や都市と農村の交流による「農業と観光の結びつき」を大きなテーマとして本村の農業の活性化を図るべきであるとする報告書をまとめた。

この報告書の提言により平成9年第三セクターによる有限会社牟礼村ふるさと振興公社を設立し農家から農作業を受託している。

水稲部門では、育苗から収穫までの作業の全てを受託し、転作田の作業受託としてそばの栽培を一貫して行い、そのそばを買い取り製粉し、同公社が経営する地粉100%の手打ちそば食堂「地場産工房よこ亭」にて使用している。

果樹部門では、手作業を必要とする作業が多いため、この公社が事務局となる「牟礼村助っ人組合」が請け負っている。

この取り組みにより担い手不足の支援のため農作業面での農家が求めるさまざまな分野の支援を可能としてきており一定の効果を上げることができた。

しかしながら、高齢化や長引く景気の低迷等のため後継者等の担い手不足の解消に歯止めをかけるには至っていない。

そこで、当該地域において特例措置の適用により、農業生産法人以外の法人が農業に参入し農業経営を行うことは、新たな担い手の確保につながり、高齢化によって維持管理が不十分となった遊休農地等の有効活用につながることで意義があると考えられる。

また、当面今まで農家から作業の委託を受けていた牟礼村ふるさと振興公社が直接農業経営を行うことにより、より効率的で生産性の向上が望める。

近年、消費者の安全で安心な農産物生産への期待が高まっているなかで、地産地消も踏まえたなかでの特産品開発にもつなげていきたい。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 構造改革特別区域法の特例措置を適用し、農業生産法人以外の法人による農業への参入を認めることにより担い手の減少が進んでいる農業経営に対して、農業外からの新たな担い手の確保が図られ、農地の遊休化を防止するとともに企業的な経営感覚による安定的な農業経営の実現を図る。

また、企業等が遊休農地を活用した地域の基幹作物である稲作等を行う

ことにより農地の持つ洪水防止機能などの多面的機能の維持につながり、これにより農地の保全を図っていく。

(2) 近年、消費者の安全で安心な農産物生産への期待の高まりから有機減農薬栽培の実施等を計画し、特産品開発も含めた中での安全でかつ美味しい地域ブランドとしての展開を図る。

(3) 地域に根ざした企業が農業経営を行なうことにより、新規就農者の確保だけでなく、繁忙期のパート雇用の拡大を図ると同時に様々な人材の活用により雇用の確保を図る。

(4) 農業と観光を融合させた農業振興の拡充

当村には、以前より桃の花の名所として県下でも有名となっている「丹霞郷」(たなかきょう)という名所がある。5月初旬、残雪の北信濃の山々を背景に10haの桃園が広がり、残雪の白と青空、そして一面のピンクの桃の花といった素晴らしい所である。季節には、多くの観光客が訪れる観光地となっており観光面での経済効果は大きな物となっている。

しかし、この一帯も後継者等の担い手の不足により年々荒地が目立ってきており、このままでは景観の維持が難しい状況となっている。

については、この特例措置の適用による企業等の参入によりオーナー園等の展開をつうじ、観光地としての集客、農産物の販売等地域農業の活性化を図る。

また、当村が進めている「都市との交流事業」との連携による農業体験の場として拡充を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新たな担い手創出効果(農地の遊休化の防止と国土の保全)

当初は、(有)牟礼村ふるさと振興公社が農業への参入を行うことにより現在担い手不足のため作業受託を行なっている農地を借用し直接農業経営を行い、平成18年度までに125ha(水田80ha、転作田20ha 保全畑地25ha)17年度以降20年度までに合計132haを目標とし、遊休農地の防止効果(農業生産効果)として1億3,800万円(米:1億2,400万円・転作田及び保全畑地でのそば栽培:1,400万円)を見込んでいる。

なお、そば栽培に伴い同公社が経営する手打ちそば専門店にて使用することを想定すると、そばに関しては7倍の9,800万円の経済効果となる)

また、今後、村内の建設会社等その他の企業に対しても農業への参入を

推進し、平成20年までにさらに遊休農地8ha(畑地6ha、水田2ha)を目標にもろこし、大豆、マコモタケ等の栽培を行うことにより1,600万円の済効果が見込まれる。

(2) 減農薬・有機栽培による農産物の提供

安全で安心な農産物に対する消費者の期待は高まっており、減農薬・有機栽培を行うことにより、村内農家の安全な農産物生産への意識が高まり、村全体の生産意識が高揚され、安全な作物の消費者への提供を図る体制が期待できる。

(3) 農地の多面的機能の維持等

遊休農地の活用を促進することにより、雑草や雑木の繁茂や病虫害発生が抑制されるとともに、保水などの農地の持つさまざまな機能が確保され、洪水や土砂崩れといった災害の発生が抑制される。

遊休農地化防止面積：125ha(5年間)

遊休農地解消面積：15ha(5年間)

(現在の遊休農地面積98haの15.3%)

(4) 特産品開発等、観光と結びつけた農業振興

平成9年に第三セクターによる(有)牟礼村ふるさと振興公社を設立し農業従事者の高齢化や担い手不足の解消のため農家から農作業の受託を行ってきた。また、転作田や遊休農地の作業受託としてそばの栽培を一貫して行い、そのそばを買い取り、同公社が経営する地粉100%の手打ちそば専門店「地場産工房よこ亭」にて使用し、食という位置付けにて観光の一部を担っている。

しかし、農業従事者の高齢化が進み、遊休農地の増加が避けられなくなってきたことと、同公社が直接農業経営を行うことにより遊休農地の増加を防ぎ、より効率的な経営を可能とする。

その効果として、そばを特産品と位置付けた場合、遊休農地及び遊休化防止を含め45ha、その経済効果は9,800万円が見込まれる。

今後、りんご・桃等果樹のオーナー園、収穫等の農業体験などを取り入れたグリーンツーリズムの導入等、滞在型観光の推進も図れることからその経済効果は計り知れない。

また、この公社の取り組みがモデルとなり村内の企業に対しても農業への参入を推進し、連携を図るなかで特産品の開発や体験農場等農業と観光を結びつけた取り組みにより、一層の経済効果を目指す。

8 特定事業の名称

地方公共団体又は、農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業

9 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

当村では、遊休農地の再生と活用を推進するため、「**農地活用整備事業**」として地図情報システムを導入し、エリア全域の情報収集と対策の検討の効率化を図り、遊休農地の実態把握や遊休農地活用計画を作成するとともに遊休農地の確保を図るための支援を行う。

また、村内小学校の給食に地域の農産物を食材として提供するために給食費の一部を補助する「**地産地消地域支援補助金**」(県補助事業)や中山間地における水田農業の荒廃化を防ぐため補助金として支援を行う「**中山間地域農業直接支払事業**」。(国・県・村それぞれ3分の1)

遊休農地や転作田を利用したそば栽培を推進し、そば焼酎・十割乾そばなどの特産品開発を支援する「**特産品開発プロジェクト事業**」。

また、当村の桃の花の名所でもある丹霞郷での桃栽培において、土地改良や新植苗木補助等の支援を行う「**丹霞郷桃団地再生プロジェクト事業**」、新規に就農を希望する者のために、指導員や研修圃場を用意し、新規就農者への支援を行う「**新規就農促進支援事業**」、観光と農業の結びつきをテーマとした取組みの推進のための「**グリーンツーリズム推進事業**」など、様々な事業との連携を図り、総合的に支援を行っていく。

(別紙)

1 特定事業名称

1001

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特定措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体：牟礼村

農地の借受主体：構造改革特別区域内（牟礼村）に事業所及び営業所を置く事業に携わろうとする企業

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

構造改革特別区域計画の認定日以降、牟礼村が遊休農地を農地所有者から借り受け、集約し、特定事業の実施により耕作等の事業を行う企業等へ貸し付けるとともに、牟礼村と企業が協定を締結し、農業への参入を図る。

遊休農地の活用による農業経営の開始と特産品の開発、また、減農薬・有機栽培の活性化にすることによる村内農家への普及促進により、地域農業の活性化に寄与するものである。

当初は、(有)牟礼村ふるさと振興公社が特定事業により、遊休農地を活用した農業生産に取り組んでいくが、事業実施の課程において、村内の建設業等の企業への普及啓発も行っていく。

当初参入予定法人：(有)牟礼村ふるさと振興公社

事業区域：牟礼村全域

事業開始：平成16年9月上旬

認定された日以降のスケジュール（見込み）

- ・牟礼村（農業委員会）による農地の調査・調整（遊休農地の集約）
(5月・6月)
- ・賃貸借契約に伴う賃貸料の予算化（6月下旬）
- ・賃貸借契約の締結（土地所有者、牟礼村）(8月)

- ・ 賃貸借契約の締結及び協定書の締結（牟礼村・企業等）（8月）
- ・ 牟礼村（農業委員会）による農地調査・調整（1月・2月）
- ・ 賃貸借契約に伴う賃貸料の予算化後契約の締結（毎年3月）

企業が行う農業の内容及び実施の方法

当初参入予定である（有）ふるさと振興公社は、農業従事者の高齢化や担い手不足の解消と直売所の運営等農業振興を目的に牟礼村（70%）とJA長野（15%）、村内のスキー場を運営する飯綱リゾート開発（株）（15%）が出資し設立した会社であり、農作業の受託や直売所の運営、農産物や特産品の企画販売を行なっている。

また、転作田や遊休農地の作業受託としてそばの栽培を一貫して行い、そのそば使用して、地粉100%の手打ちそば専門店「地場産工房よこ亭」の経営を行っている。

当初は、事業区域（牟礼村の全域）の内、約125haを使用し農業に参入し、稲作及びそばの栽培を常時従事者3名で行うとともに、有機減農薬栽培を進めていくが、その後、他の企業等の参入も進めることにより、徐々に遊休農地の利用が増加し栽培面積の拡大が図られる。

事業区域内の他の農業との役割分担に関する事項について、牟礼村と協定の締結について合意している。

5 当該規制の特例措置の内容

当村では、遊休農地の増加が深刻な状況の中、農業生産法人以外の法人による農業の参入は、遊休農地の解消と農地の多面的機能の維持等を図る上で有効と考える。

当該地区においては、経営耕作面積が1995年で875haであったのに対し、2000年には、836haと39ha減少。遊休農地率が1995年は12.3%であったが、2000年には18.8%と、県平均10.9%を上回っており深刻な状況となっている。

また、農業生産者の高齢化については、65歳以上の農業就業人口の割合は1995年に1,236人に対して653人で52.7%であったが2000年では976人に対して545人で55.8%（農業サンセス）となっており、今後ますます高齢化による担い手の減少が懸念されている。（資料1）

そこで、当該規制の特例措置を受けようとする（有）ふるさと振興公社が農業に参入し農業生産を行うことにより地域の活性化が図られ、また、遊休農地及び遊休化防止を含め5年間で132haが解消され、農地の多面的機能の維持が図られることから、当該特例措置の適用は適当であると考えられ、要件適合性が認められると判断した。

資料1 : 別紙 5 当該規制の特例措置の内容中の説明数値

基幹的農業従事者数 : 農業サンセス

調査年	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
1995	-	-	3	-	11	24	46	55	99	149
2000	-	2	-	1	3	10	29	46	51	107

調査年	65～69歳	70～74歳	75歳以上	総数	65歳以上	65歳以上の占める率
1995	198	139	104	828	441	53.3%
2000	124	139	80	592	343	57.9%

農業就業人口 (自家農業に主として従事した世帯員数) : 農業センサス

調査年	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳				
1975	96	75	206	302	350	214				
1980	67	117	139	202	364	177				
1985	75	45	107	174	333	234				
1990	53	31	67	111	246	240				
1995	15～19歳 71	24	35	92	183	181				
		20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	
2000	54	17	7	31	15	17	37	54	64	142

調査年	65～69歳	70歳以上		総数	65歳以上	65歳以上の占める率
1975	186	165		1594	351	22.0%
1980	197	227		1490	424	28.5%
1985	193	313		1474	506	34.3%
1990	214	342		1304	556	42.6%
1995	254	70～74歳 190	75歳以上 209	1239	653	52.7%
2000	166	190	189	976	545	55.8%